

みどりのたより

62号

平成27年3月20日

CONTENTS

I. 行政情報

1. 平成26年農林水産物・食品の輸出実績（平成27年2月10日公表）・・・2
2. 平成27年春の農作業安全確認運動の実施（平成27年2月19日公表）・・・3
3. 急性参照用量を考慮した残留基準の設定（その2）・・・・・・・・・・5
4. 平成26年の病害虫発生予察情報「特殊報」一覧・・・・・・・・・・14

II. 緑の安全管理士会

1. 平成26年度「緑の安全管理士会」支部大会(兼更新研修会)の報告・・・・・・・・16
2. 事務局からの連絡とお願い・・・・・・・・・・18

III. 緑の安全推進協会

1. 平成26年度「緑の安全管理士」226名が誕生・・・・・・・・・・19
2. 資格更新者へ新規の認定証を送付・・・・・・・・・・19
3. 講師派遣について・・・・・・・・・・21
4. 農薬電話相談室について・・・・・・・・・・21
5. 「グリーン農薬総覧2015年総合版」刊行のご案内・・・・・・・・・・21
6. 農薬の適正使用等についての「リーフレット」・・・・・・・・・・22
7. 「緑の安全管理士」連絡先等変更届出書・・・・・・・・・・23
8. 「緑の安全管理士」認定証書及び認定証紛失等再発行願い・・・・・・・・・・24

I. 行政情報

ハイライト

1. 平成 26 年農林水産物・食品の輸出実績（平成 27 年 2 月 10 日公表）

農林水産省は、財務省貿易統計の公表を受け平成 26 年の輸出実績を取りまとめた。

- (1) 農林水産物・食品の輸出額は、6,117 億円で過去最高額(前年比 11.1%増)。
- (2) 農産物、林産物及び水産物の内訳は次の通り。
 - 1) 農産物 3,570 億円（前年比 13.8%増）
 - 2) 林産物 211 億円（前年比 38.5%増）
 - 3) 水産物 2,337 億円（前年比 5.4%増）
- (3) 主な輸出先は、1 位香港、2 位米国、3 位台湾。

（本文 2 頁へ）

2. 2015 年 春の農作業安全確認運動の実施（平成 27 年 2 月 19 日公表）

農林水産省は、農作業死亡事故を減少させるため、3 月から 5 月までを農作業安全対策の重点期間とし、「春の農作業安全確認運動」を実施する。

毎年、約 400 件の農作業による死亡事故が発生している。

（本文 3 頁へ）

3. 急性参照用量を考慮した残留基準の設定 (2)

「みどりのたより 61 号」で以下の情報を掲載した。今回は、仮想のケーススタディーや変更情報の入手等について紹介する。（本文 5 頁へ）

厚生労働省は、11 月 27 日、農薬・動物用医薬部会を開催し、審議資料「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定」を配布した。

- (1) 短期摂取量の推定方法
- (2) 評価対象グループは、「一般（1 歳以上）」及び「幼小児（1～6 歳）」の 2 グループ。食品安全委員会が「妊婦又は妊娠している可能性のある女性」の ARfD を別に設定した場合には、「女性（14～50 歳）」のグループを加える。
- (3) 評価対象とする食品(作物)は、評価の信頼性確保の観点より、原則として、120 人・日以上 of 摂取量データが得られた食品。ただし、幼小児グループについては、64 人・日以上 of 食品。女性グループについては、120 人・日未満の食品は、体重や摂取量が近似している一般データを活用する。
一般グループ：122 食品、幼小児グループ：64 食品、女性グループ：122 食品
- (4) 短期摂取量評価に用いる作物残留試験結果は、データ数 4 例以上の場合には最高残留濃度を、3 例以下の場合には残留基準値案を用いる。
- (5) 短期摂取量推定値が ARfD を超過する場合は、基準値案の引き下げ（既登録農薬の場合には使用方法の変更や適用作物の削除）やデータの追加などを個別に検討する。

1. 平成 26 年農林水産物・食品の輸出実績 (平成 27 年 2 月 10 日公表)

農水省 HP : <http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kaigai/150210.html>

③品目別輸出状況

(億円)

分類	計		輸出先上位3カ国						
	輸出額 (対前年増減率)	輸出量 (対前年増減率)	1位	輸出額 (対前年増減率)	2位	輸出額 (対前年増減率)	3位	輸出額 (対前年増減率)	
農産物	3,570	—	台湾	658	香港	650	米国	556	
	13.8%	—		16.0%		9.0%		11.9%	
	菓子(米菓を除く)	148	12,427 (t)	香港	46	台湾	33	米国	14
		33.1%	27.8%		15.6%		66.2%		17.4%
	コメ	14	4,516 (t)	香港	5	シンガポール	4	台湾	2
		38.6%	44.7%		31.8%		23.9%		110.4%
	清酒	115	16,316 (kl)	米国	41	香港	18	韓国	13
		9.3%	0.7%		6.6%		6.8%		-4.9%
	切花	3	57 (t)	米国	1	中国	1	香港	1
		104.1%	46.4%		45.3%		164.7%		323.3%
りんご	86	24,121 (t)	台湾	68	香港	13	中国	3	
	20.7%	24.1%		13.0%		88.1%		52.8%	
ながいも	24	5,777 (t)	台湾	14	米国	8	シンガポール	2	
	27.7%	1.1%		20.6%		40.8%		35.5%	
牛肉	82	1,251 (t)	香港	20	カンボジア	19	米国	12	
	41.6%	37.6%		36.5%		50.6%		55.6%	
緑茶	78	3,516 (t)	米国	34	ドイツ	10	シンガポール	8	
	18.0%	19.5%		9.2%		28.2%		23.8%	
林産物	211	—	中国	75	韓国	34	台湾	22	
	38.5%	—		82.9%		60.9%		34.5%	
	丸太	69	521,222 (m ³)	中国	37	韓国	18	台湾	13
119.6%		96.9%	168.3%		115.0%		59.3%		
水産物	2,337	—	香港	690	米国	361	中国	316	
	5.4%	—		6.1%		18.1%		20.8%	
	ホタテ貝	447	56,012 (t)	米国	140	中国	134	ベトナム	68
		12.1%	-2.4%		24.1%		42.6%		-3.0%
	真珠	245	23 (t)	香港	178	米国	37	タイ	7
		30.5%	0.9%		43.2%		10.2%		17.7%
	さば	115	105,906 (t)	タイ	27	エジプト	27	ベトナム	17
		-3.7%	-6.4%		4.3%		-5.8%		-9.4%
	さけ・ます	114	37,870 (t)	中国	86	タイ	13	ベトナム	12
		36.7%	15.1%		55.1%		-11.6%		18.9%
乾燥なまこ(調製)	104	181 (t)	香港	101	中国	1	ベトナム	1	
	6.0%	6.4%		7.7%		-67.0%		—	

財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

2. 2015年春の農作業安全確認運動の実施（平成27年2月19日公表）

農水省 HP（報道発表）：

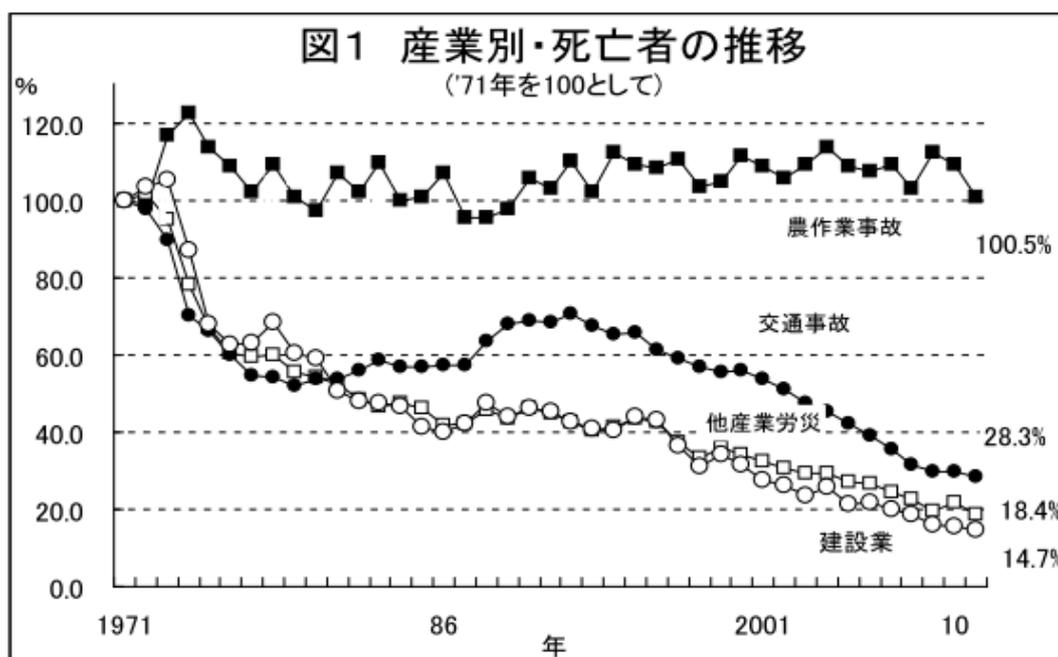
<http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/sien/150219.html>

農水省 HP（農作業安全対策）：

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/

農林水産省生産局長通知（27生産第2762号 平成27年2月19日）で、「多様な視点を取り入れた具体的な農作業事故対策の推進」を重点推進テーマに設定し、

- (1) 建築業等の異分野において事故の発生率を下げるために活用が進んでいるリスクアセスメント手法の農業現場への浸透策の検討や効果的な啓発資材の開発等を行い
 - (2) 女性や他業界等からの多様な視点を取り入れつつ、ファッショナブルで機能性の高い農作業ウェアの利用推進など、新たな方法による農作業事故対策の検討を開始し、
- 農作業事故を減少させる取組が着実に実施されるよう協力を要請した。



出典 労災予防研究所・所長、三廻部眞己（みくるべ・まさみ）氏

3. 農作業死亡事故の概要（平成 24 年）

表 1 農作業中の死亡事故発生状況

(単位：件、%)

	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	
事故発生件数	398	413	395	391	397	374	408	398	366	350	
農業機械作業に係る事故	282 (70.9)	295 (71.4)	263 (66.6)	242 (61.9)	259 (65.2)	260 (69.5)	270 (66.2)	278 (69.8)	247 (67.5)	256 (73.1)	
乗用型トラクター	132 (33.2)	135 (32.7)	124 (31.4)	115 (29.4)	115 (29.0)	129 (34.5)	122 (29.9)	114 (28.6)	123 (33.6)	106 (30.3)	
歩行型トラクター	43 (10.8)	54 (13.1)	55 (13.9)	26 (6.6)	35 (8.8)	35 (9.4)	36 (8.8)	50 (12.6)	40 (10.9)	40 (11.4)	
農用運搬車	37 (9.3)	39 (9.4)	30 (7.6)	53 (13.6)	45 (11.3)	35 (9.4)	30 (7.4)	46 (11.6)	31 (8.5)	40 (11.4)	
自脱型コハクイン	13 (3.3)	11 (2.7)	10 (2.5)	6 (1.5)	10 (2.5)	9 (2.4)	17 (4.2)	15 (3.8)	9 (2.5)	17 (4.9)	
動力防除機	4 (1.0)	5 (1.2)	4 (1.0)	3 (0.8)	4 (1.0)	5 (1.3)	9 (2.2)	8 (2.0)	4 (1.1)	7 (2.0)	
動力刈払機	8 (2.0)	11 (2.7)	3 (0.8)	1 (0.3)	6 (1.5)	3 (0.8)	11 (2.7)	7 (1.8)	5 (1.4)	8 (2.3)	
その他	45 (11.3)	40 (9.7)	37 (9.4)	38 (9.7)	44 (11.1)	44 (11.8)	45 (11.0)	38 (9.5)	35 (9.6)	38 (10.9)	
農業用施設作業に係る事故	24 (6.0)	24 (5.8)	23 (5.8)	26 (6.6)	21 (5.3)	17 (4.5)	18 (4.4)	14 (3.5)	20 (5.5)	19 (5.4)	
機械・施設以外の作業に係る事故	92 (23.1)	94 (22.8)	109 (27.6)	123 (31.5)	117 (29.5)	97 (25.9)	120 (29.4)	106 (26.6)	99 (27.0)	75 (21.4)	
性別	男	351 (88.2)	354 (85.7)	341 (86.3)	330 (84.4)	333 (83.9)	325 (86.9)	337 (82.6)	334 (83.9)	304 (83.1)	302 (86.3)
	女	47 (11.8)	59 (14.3)	53 (13.4)	61 (15.6)	64 (16.1)	49 (13.1)	71 (17.4)	64 (16.1)	62 (16.9)	48 (13.7)
うち65歳以上層に係る事故	295 (74.1)	297 (71.9)	298 (75.4)	305 (78.0)	286 (72.0)	296 (79.1)	324 (79.4)	321 (80.7)	281 (76.8)	278 (79.4)	

注：1 ()内は、事故発生件数に対する割合である。

2 14年は未実施の府県がある。

3 17年の性別については、不明が1名いる。

◇「農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況(平成 26 年 11 月 28 日公表)」については、既 61 号に掲載(12 頁)していますので参照して下さい。

[農水省 HP：<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/141128.html>]

3. 参照用量を考慮した残留基準の設定 (2)

「みどりのたより」61号で、厚生労働省薬事審議会資料により、急性参照用量 (ARfD)に係る基準設定の考え方を解説しました。

今回は、仮想の具体例によるケーススタディーを行います。また、既登録農薬の使用方法変更に係る情報の入手について紹介いたします。

➤ ケーススタディー

A 農薬

申請作物：ぶどう

作物残留データ：3例、4例のケースを想定（「ぶどう」の農薬登録には3例以上が必要）

ARfD：0.03mg/kg

対象グループ：一般（この他に、「幼小児(1～6歳)」で実施する。食品安全委員会が「妊婦または妊娠している可能性のある女性」のARfDを別途設定した場合には「女性(14～50歳)」についても実施する）

●短期推定摂取量の把握

評価に用いる情報の収取（厚労省「資料10」別紙を確認）

一般(1歳以上) [対象:122食品]

食品	摂取者数 (人・日) [総数40,394]	最大摂取量 (97.5%タイル値) (g/日)	摂取者 平均体重 (kg)	ケース ※最下の計算式参照	1ユニット 重量(g) (可食部) ※最下の計算式参照
いちご	2588	200.0	52.5	1	-
ブルーベリー	435	80.0	55.8	1	-
ぶどう	1795	235.0	52.3	2b	425
かき	2683	360.0	55.4	2a	216

✓ 評価ケース：2b

短期推定摂取量 = 最大摂取量 kg × (作物残留値 mg/kg × 3) ÷ 摂取者平均体重 kg

✓ 最大摂取量：235.0g/日

✓ 摂取者平均体重：52.3kg

✓ 作物残留値：作物残留試験の実施例数により用いるデータが異なる

✓ （「資料10」末尾R注を確認）。

4例以上：最高残留濃度

3例以下：残留基準値案

仮に、次の3データの場合には、1.28、0.88、0.78 ⇒ 残留基準値案「3」

仮に、4つ目の試験を実施するなどし、次の4データの場合には、

「1.64」、1.28、0.88、0.78 ⇒ 最高残留濃度「1.64」（4データの内、最高値）

✓ 短期推定摂取量

[3例のケース] = $0.235\text{kg/日} \times (3\text{mg/kg} \times 3) \div 52.3\text{kg} = 0.04\text{mg/kg/日}$

[4例のケース] = $0.235\text{kg/日} \times (1.64\text{mg/kg} \times 3) \div 52.3\text{kg} = 0.022\text{mg/kg/日}$

● 「A 農薬・ぶどう」の ARfD 評価

ARfD	短期暴露摂取量	農薬登録の可否	対応策
0.03	0.022	可	申請内容に変更なし
	0.04	否	案 1) 作物残留試験を追加実施 案 2) 作物残留値を小さくする方向で使用方法 (収穫前日数等) を変更 案 3) 申請作物を削除

※ 最終的な農薬登録可否の判断には、「幼児」別紙ぶどうデータによる試算も実施し、判断することになります。

➤ 今後の評価のイメージ

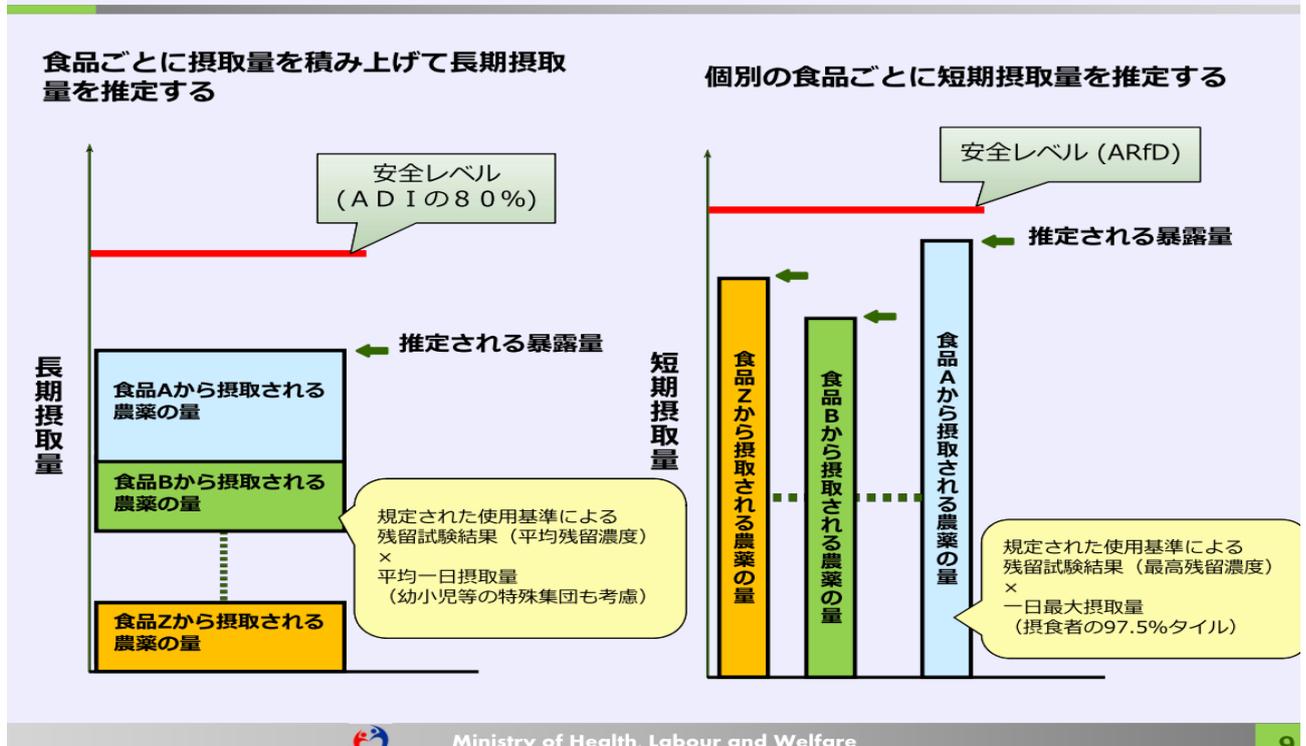
厚生労働省薬食審(H26/3/18)「資料 11」:

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000040938.html>

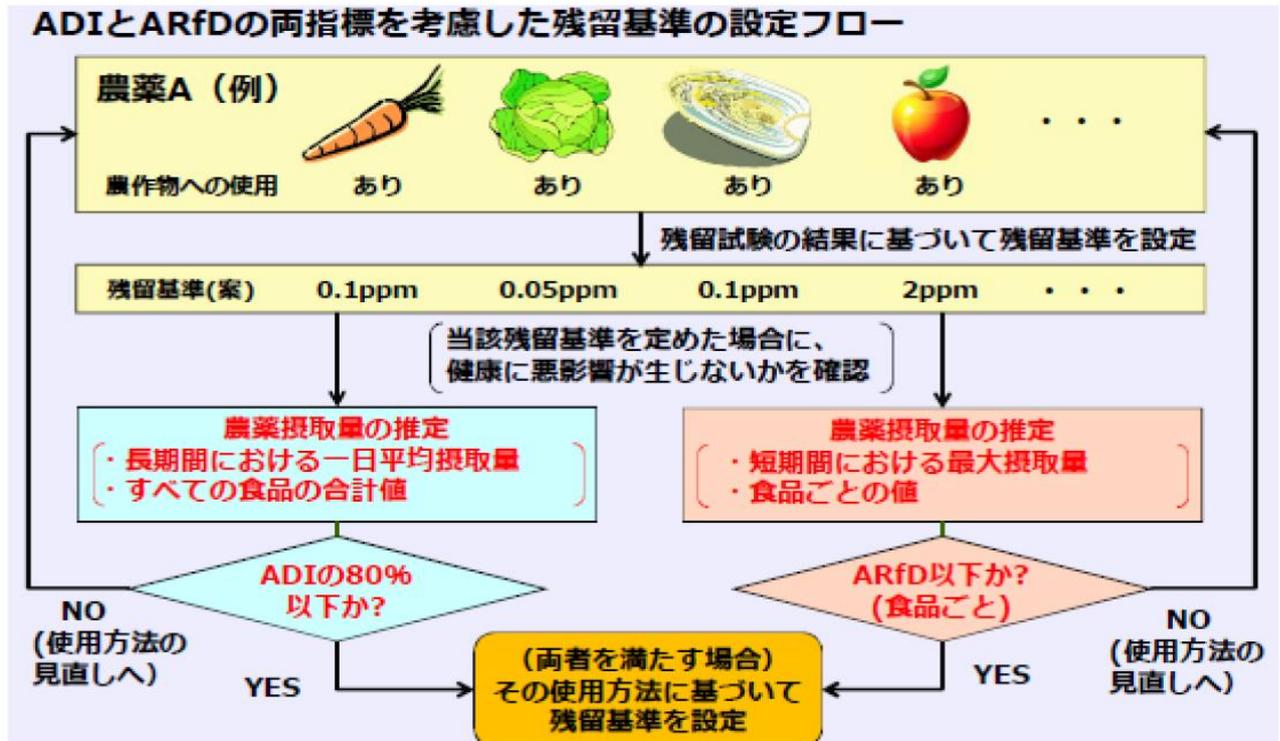
今後は、両評価を満たす基準 (残留基準および使用方法) の設定が必要となる。

慢性暴露評価 (ADI): A 農薬に係る全食品 (作物) の農薬残留量を積算し、評価
急性暴露評価 (ARfD): 「A 農薬・食品 (作物)」 の組合せ毎に評価

これから (慢性暴露評価 + 急性暴露評価)



残留基準値設定方法



9月16日のリスコミでの厚労省の資料から抜粋

評価の流れは、食品安全委員会で ADI と必要に応じ ARfD が設定されます。「必要に応じ」としたのは、毒性が低い場合 (500mg/kg 体重以上) などには設定されません。逆に、毒性情報から胎児に対する急性的な毒性症状が認められる場合には、通常の ARfD の他に、「妊婦または妊娠している可能性のある女性」の ARfD が設定されます。

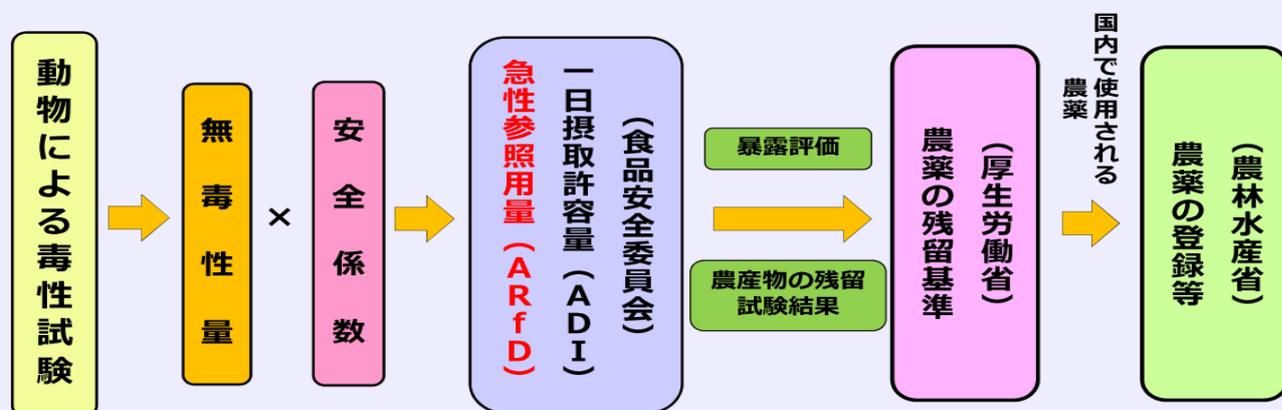
厚生労働省は、食品安全委員会で評価した ADI、ARfD に対応する暴露評価を実施し、残留基準を定めます。

農林水産省は、厚生労働省が定める残留基準を満たす農薬の使用方法 (安全使用基準) を定め農薬登録します。

農薬登録を得た農薬製造者等は、法律に基づき、登録内容を正確に農薬ラベルに記載し、販売します。

農薬の残留基準設定の流れ（これから）

食品安全委員会が農薬のヒトに対する健康影響についてリスク評価を行い、厚生労働省がその評価結果に基づき食品中の残留基準値を設定する。これらの審査により安全性が確認された後、農薬としての使用が許可される。



無毒性量： ある物質について何段階かの異なる投与量を用いて毒性試験を行ったとき、有害影響が認められなかった最大の投与量。
安全係数： 動物実験のデータを用いてヒトへの毒性を推定する場合、通常、動物とヒトとの種の差として「10倍」、さらにヒトとヒトとの間の個体差として「10倍」の安全率を見込み、それらをかけ合わせた「100倍」を安全係数として用いる。
一日摂取許容量： ヒトがある物質を毎日生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量
急性参照用量： ヒトがある物質を24時間又はそれより短時間経口摂取した場合に健康に悪影響を示さないと推定される一日当たりの摂取量



Ministry of Health, Labour and Welfare

6

- ✓ 今後登録される新規化合物の登録農薬は、上記評価を踏まえ使用方法が定められ農薬ラベルに記載されます。一方、既登録農薬は、一部の登録農薬（農薬・作物の組合せ）について、使用方法などの登録内容に変更を生じるケースがあります。
- ✓ 変更情報を生産現場に的確に周知し、混乱を回避する体制作りが必要となります。
 （農林水産省資料、26年度支部大会資料 参照）

➤ 変更情報の入手

変更情報には2段階での情報発信がありますので注意してください。1つは、農水省への「申請」段階で発信される変更情報、もう1つは、国の評価後の「登録」段階で発信される変更情報です。必ずしも一致するものではない可能性があることに留意することが必要です。

- ✓ 協会ホームページ「行政の動き」に、農水省から連絡のあった情報を掲載していますが、農薬製造、輸入者等で構成する農薬工業会が、「使用制限にかかわる登録変更について」情報発信を行ってます。

農薬メーカーからの周知

農薬工業会新規ウェブサイト

「使用制限にかかわる登録変更について」

- 現場への登録変更内容の周知を目的に、都道府県関係者及び流通関係者向けに「使用制限にかかわる登録変更」の新規ホームページを開設しました。
- <http://jcpa-seigen.jp> にアクセスし、IDとパスワードを登録していただければ、申請中及び登録済の使用変更に関する情報を閲覧できます(平成26年8月以降分)。

農薬工業会資料より

A R f D以外の理由による登録変更も含まれています。

ログイン画面



農薬工業会「使用制限にかかわる登録変更」

ログイン

ログインを継続してください。

ユーザー名

パスワード

ログイン状態を保存する

ログイン

最初に登録してからログイン

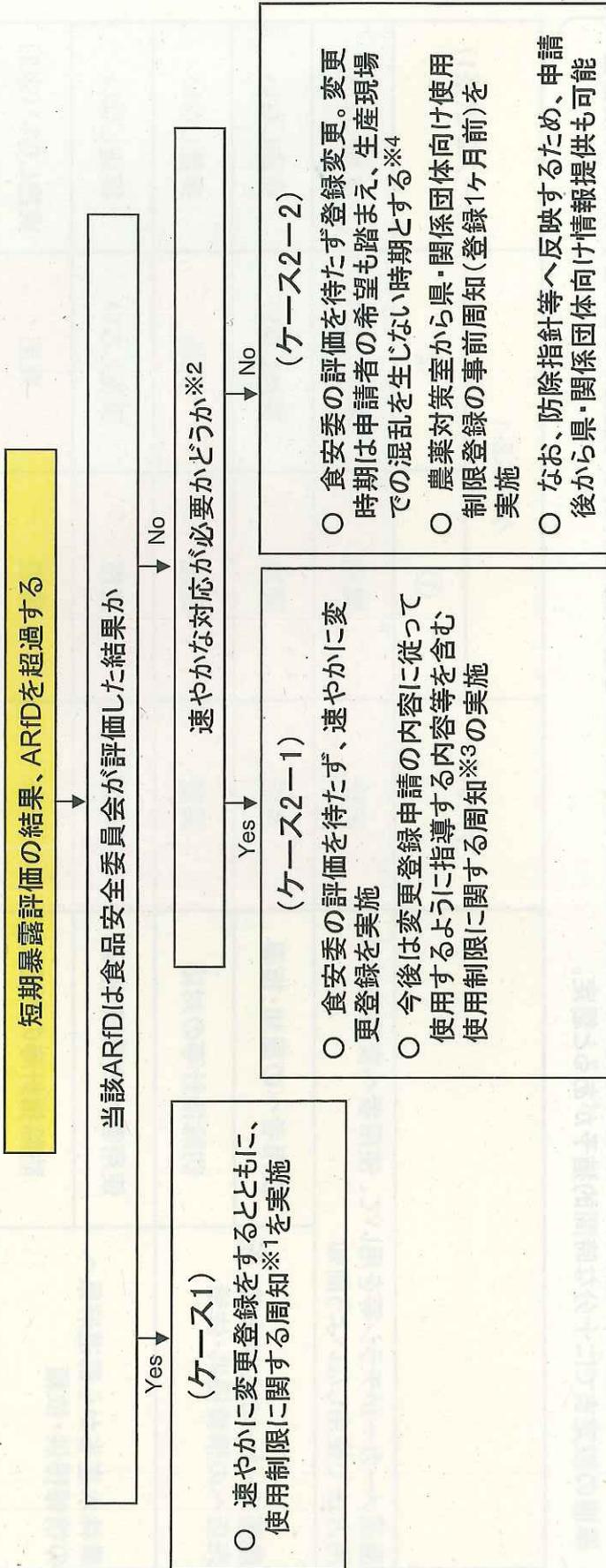
登録

パスワード紛失

ホームページTOPへ

○ ARFDを超過する農薬の対応の仕組み(イメージ図)

平成26年11月
農薬対策室



- ※1 評価結果に応じて使用制限の周知の程度を農林水産省と申請者で協議。
例えば、現行の登録内容での使用を速やかに停止させる必要がある場合と超過がわずかな場合とでは程度を変える。
- ※2 速やかな対応が必要かどうかは農林水産省と申請者で協議の上、判断。
厚労省の作業リストに掲載されるものは原則ケース2-1。
判断に当たっては、当該農薬をよく使用する作物での超過かどうか、最近の製剤出荷量や最終有効年月等を考慮。
- ※3 周知の対象及びタイミングについては超過の程度等に応じて農林水産省において決定。
その具体的な内容については農林水産省と申請者で協議。
- ※4 近い時期に食品安全委員会で審議される場合は速やかに変更登録を実施する場合もある。

■ 各ケースにおける農林水産省及び農業メーカーの対応の必要性について

- ケース2-1に該当する農薬(=作業リストに掲載される農薬)について
その超過の程度等から以下の2つの区分に分けて、使用者への周知や防除指針等への反映依頼。
 - ①：超過の程度が著しいため実際にARFDを超える残留がある可能性がある場合、又は、残留基準値の設定までに十分な時間的猶予がない場合
 - ②：超過の程度が著しくなくいため実際にARFDを超える残留がある可能性がほとんどなく、かつ、残留基準値の設定までに十分な時間的猶予がある場合
- ケース2-2に該当する農薬(=作業リストに掲載されない農薬)について
農薬対策室から県・関係団体向け使用制限登録変更の事前周知(登録1ヶ月前)を実施
なお、変更登録された後は防除指針等の改正時にその内容が反映されるが、防除指針等へ反映するため、申請後から県・関係団体向け情報提供も可能

ケース2-2に該当する農薬は、超過の程度が著しくなくいため、実際にARFDを超える残留がある可能性がほとんどなく、かつ、残留基準値の設定までに十分な時間的猶予があると想定。

	ケース1	ケース2-1		ケース2-2(※1)
		①	②	
農薬メーカーがチラシ等を用いて、使用者へ変更前の使用方法で使用しないよう周知	実施	実施	実施しない	実施しない
	実施	実施	実施しない	実施しない
農薬メーカーからJA全農、販売店への情報提供・依頼	実施	実施	実施	実施しない
	実施	実施	実施	実施しない
農林水産省から都道府県への情報提供・依頼	実施	実施	実施しない	実施しない
	実施	実施	実施	実施しない(※2)

※1 防除指針等へ反映するため、申請後から県・関係団体向け情報提供する場合、ケース2-1-②と同様の対応を実施。

※2 農薬対策室から県・関係団体向け使用制限登録の事前周知(登録1ヶ月前)のみを実施

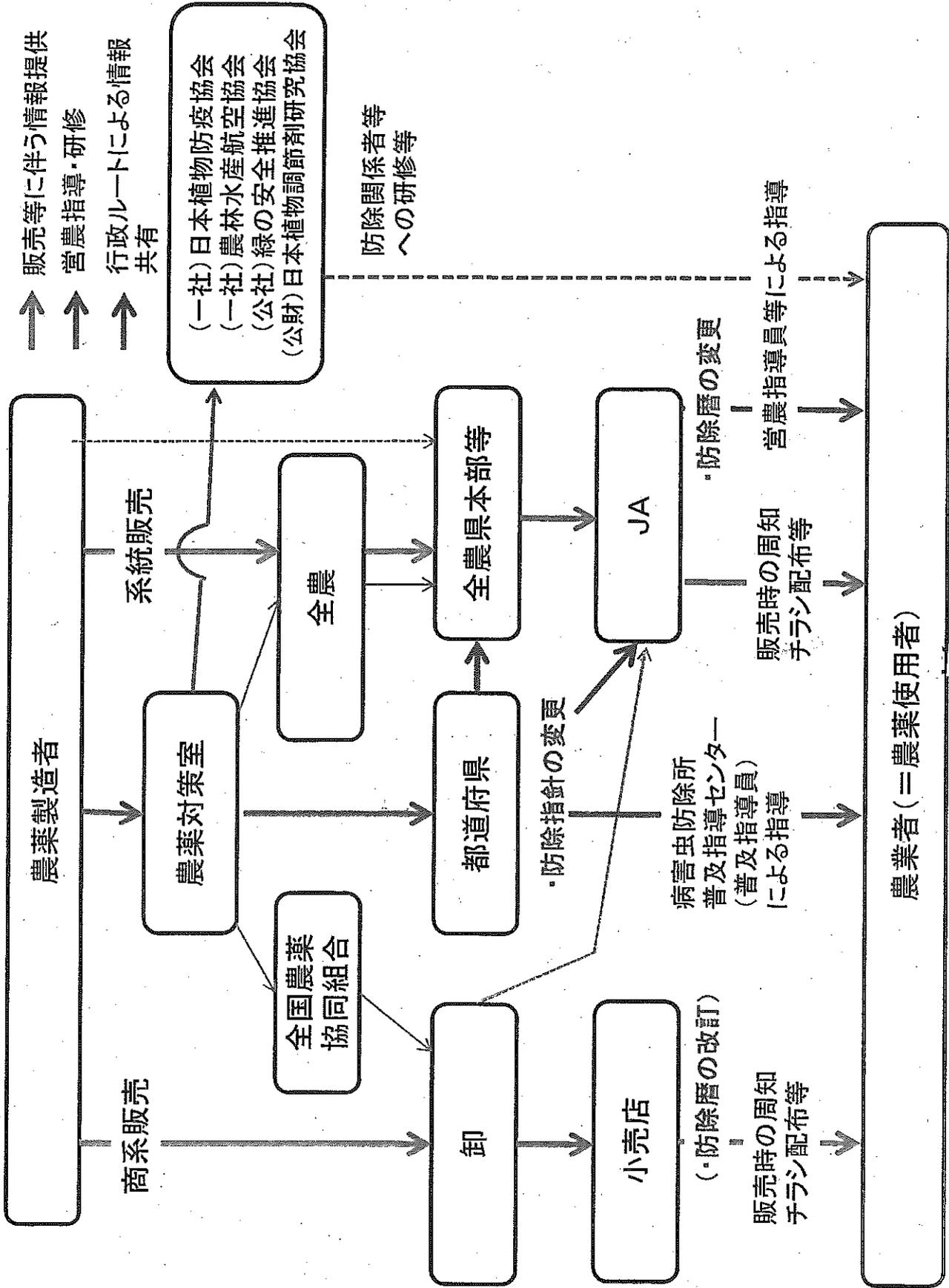
■ 自ら短期暴露評価を実施し、農薬の使用方法の変更を行う場合の指導等について
 (「農薬の急性的影響に係る評価により変更される使用方法の周知等に関する説明会」(平成26年9月10日開催)資料2の参考3の改正版)

	都道府県	生産者団体等	使用者
自ら短期暴露評価を実施し、農薬の使用法の変更を行う場合 ケース 1 ケース 2-1① (チラシ等を用いて使用者に対する周知・指導を実施)	<ul style="list-style-type: none"> 容器に表示された使用方法ではなく、変更の登録を受ける前であっても、チラシ等で周知された変更後の使用方法に基づいて農薬を使用するよう使用者を指導 変更の登録を受ける前であっても、チラシ等で周知された変更後の使用法に基づいて、防除指針の改定や防除暦の改定の指導を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 容器に表示された使用方法ではなく、変更の登録を受ける前であっても、チラシ等で周知された変更後の使用方法に基づいて農薬を使用するよう使用者を指導 変更の登録を受ける前であっても、チラシ等で周知された変更後の使用法に基づいて、防除暦の改定を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 農薬の容器に表示された使用方法ではなく、変更の登録を受ける前であっても、チラシ等で周知された変更後の使用方法に基づいて農薬を使用 不要農薬、最終有効年月切れ農薬などの廃棄・返品
ケース 2-1② (使用者に対する周知・指導を実施せず、防除指針・暦の変更を積極的に依頼)	<ul style="list-style-type: none"> 変更の登録を受ける前であっても、情報提供された変更後の使用方法に基づいて、防除指針の改定や防除暦の改定の指導を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 変更の登録を受ける前であっても、情報提供された変更後の使用方法に基づいて、防除暦の改定を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 防除暦に基づいて農薬を使用 不要農薬、最終有効年月切れ農薬などの廃棄・返品
ケース 2-2 (使用者に対する周知・指導を実施せず、防除指針・暦の変更を積極的に依頼しない) 短期暴露評価の結果以外の理由で使用制限を伴う変更をする場合	<ul style="list-style-type: none"> 変更登録後に、防除指針の改定や防除暦の改定の指導を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 変更登録後に、防除暦の改定を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 農薬の容器に表示された使用方法で使用して問題ないが、防除暦に沿った使用でない場合は、生産者団体等に相談することが望ましい

【参考】

- 「チラシ等を用いて使用者に対する周知・指導」、「防除指針・暦の変更を積極的に依頼」を実施するかは農薬対策室が積極的に関与して決定。
- 「チラシ等を用いて使用者に対する周知・指導」を実施する場合、販売者に対する周知・指導は、農薬製造者が行うよう依頼しており、チラシについては、販売者を通じて農薬使用者に配布される。
- 「防除指針・暦の変更を積極的に依頼」を実施しない場合であっても、想定よりも早くARPDの設定が行われるなど速やかな対応が必要になった場合は、「チラシ等を用いて使用者に対する周知・指導を実施する」又は「防除指針・暦の変更を積極的に依頼を実施する」と同様の対応を行う場合もある。

○ 農薬使用者に対する指導及び防除指針・暦の変更に係る情報提供の流れ



4. 平成26年の病害虫発生予察情報「特殊報」一覧

農林水産省及び都道府県は、農作物の生育状況などの調査に基づく情報を関係者に広く提供する「病害虫発生予察事業」を実施しています。

発生予察情報には、病害虫の発生に関する情報を定期的に発表する「発生予報」、病害虫の大発生することが予想され、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表される「警報」、警報を発表するほどではないが重要な病害虫が多発することが予想される場合に発表される「注意報」及び、それまで未発生 of 病害虫を発見した場合、重要な病害虫の生態及び発生消長に特異な現象が認められた場合に速やかに発表される『特殊報』があります。

平成26年1月以降、都道府県が発表している『特殊報』は次のとおりです。

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
H26.1.6	岡山県	なす	ミナミアオカメムシ
H26.1.8	長崎県	ばれいしょ	ミツユビナミハダニ
H26.1.21	静岡県	メロン	メロン退緑黄化病
H26.1.21	新潟県	なす・トマト	クロメンガタスズメ
H26.1.21	新潟県	ねぎ	ネギえそ条斑病
H26.1.20	沖縄県	トルコギキョウ	トルコギキョウ葉巻病
H26.1.27	神奈川県	なす	タバコノミハムシ
H26.2.6	滋賀県	きく	キク茎えそ病
H26.2.12	佐賀県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病
H26.3.10	東京都	きゅうり	アシビロヘリカメムシ
H26.3.20	秋田県	アスパラガス	アスパラガス疫病
H26.3.31	宮崎県	ピーマン	モトジロアザミウマ
H26.4.9	佐賀県	チャ	チャトゲコナジラミ
H26.4.28	熊本県	ピーマン	ピーマン炭疽病
H26.5.2	愛媛県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3系統)
H26.5.9	岡山県	ぶどう	ネギアザミウマ
H26.5.9	福岡県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3系統)
H26.5.19	和歌山県	チャ、ヒサカキ	チャトゲコナジラミ
H26.5.22	佐賀県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3系統)
H26.5.27	岡山県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3系統)
H26.5.29	和歌山県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3系統)
H26.6.6	静岡県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3系統)
H26.6.12	山口県	バラ(施設栽培)	コナカイガラムシ類の一種
H26.6.18	茨城県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3系統)
H26.6.19	山口県	ほうれんそう	ハコベハナバエ

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
H26.7.2	京都府	ねぎ	ネギえそ条斑病
H26.7.11	愛知県	うめ	ウメ輪紋病
H26.7.24	栃木県	ピーマン、ミニトマト	ピーマンえそ輪点病、トマト茎えそ病(仮称)
H26.7.24	栃木県	トマト	トマト葉かび病(レース 2.9、4.9、2.5.9、4.5.9)
H26.7.30	群馬県	なす	トビイロシワアリ
H26.8.1	愛媛県	いちじく	イチジクモザイク病
H26.8.4	佐賀県	きゅうり(施設)	ナスコナカイガラムシ
H26.8.6	和歌山県	きゅうり	キュウリ退緑黄化病
H26.8.26	高知県	しそ	シソモザイク病(仮称)
H26.8.26	高知県	しそ	シソサビダニ
H26.8.28	栃木県	ねぎ	ネギ葉枯病
H26.9.2	長崎県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa1系統)
H26.9.24	岐阜県	トマト	トマトモザイク病(Tm-1、Tm-2 及び a Tm-2 打破系統)
H26.9.30	茨城県	いちご	チバクロバネキノコバエ
H26.9.30	佐賀県	なし	ヒメボクトウ
H26.10.7	福岡県	ミニトマト、なす	クロテンコナカイガラムシ
H26.10.8	神奈川県	インパチェンス	インパチェンスべと病
H26.10.9	島根県	トルコギキョウ	トルコギキョウえそ輪紋病
H26.10.14	東京都	トマト	トマト茎えそ病(仮称)
H26.10.20	岡山県	トマト	トマト黄化えそ病
H27.11.26	岩手県	プラタナス	プラタナスグンバイ
H27.12.9	愛媛県	なし	サクセスキクイムシ
H27.12.25	大分県	しそ	シソモザイク病(仮称)

平成 27 年 1 月以降、都道府県発表の『特殊報』

平成 27 年 2 月 10 日現在

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
H27. 1. 16	北海道	てんさい	てんさい褐斑病 (QoI 剤耐性)
H27. 1. 27	茨城県	しそ	シソモザイク病 (仮称)
H27. 2. 2	愛知県	食用トレニア、食用金魚草	クロテンコナカイガラムシ
H27. 2. 10	岡山県	きゅうり (かぼちゃ台木)	キュウリ黒点根腐病

農林水産省は「病害虫発生予察情報」などの病害虫防除に関する情報を同省のホームページで公開しています。[URL : <http://www.maff.go.jp/j/syuan/syokubo/gaicyu/index.html>]

II. 緑の安全管理士会(3月20日現在)

1 平成26年度「緑の安全管理士会」支部大会(兼更新研修会)の報告

(1) 管理士の状況

開催案内は、9月20日時点で住所等が確認できました管理士2,815名(前年：2,826名)を対象に、①資格更新対象の管理士458名(同581名)には更新研修受講申込書などを封書で、②他の一般の管理士2,357名(同：2,245名)には支部大会参加申込書(兼住所等変更届)を往復葉書で連絡しました。



[1月23日：近畿支部大会]

(2) 本年度の研修テーマ

①農薬行政の動向、②農薬に関する環境リスクの評価と管理、③農薬の登録状況を巡る話題、の3題は、各支部共通としました。

更に、④支部別には(a)ミツバチに対する農薬の影響(北海道・東北地区)、(b)芝地を巡る防除の現状と課題(関東・甲信越地区)、(c)松くい虫激害の再発生とその原因と対策(東海・北陸地区以西)、の各支部4テーマとしました。

(3) 参加者等の内訳(下表参照)

管理士の参加総数は1,113名(前年度1,144名)、内訳では、資格更新者が307名(同421名)、一般では806名(同723名)でした。

参加率で見ると、資格更新者が67%(同72%)、一般が34%(同32%)で、平均では前年同の40%(同40%)でした。

平成26年度管理士会支部大会の概要

支部名	支部大会(更新研修)							アンケート	
	更新		一般		合計			回答数	回答率
	該当者	更新	該当者	出席	該当者	出席	参加率		
北海道	34	24	194	58	228	82	36%	63	77%
東北	49	39	274	70	323	109	34%	37	34%
関東・甲信越①	112	63	474	196	586	259	44%	101	39%
関東・甲信越②	100	65	488	194	588	259	44%	89	34%
東海・北陸	44	37	315	77	359	114	32%	50	44%
近畿	40	28	218	86	258	114	44%	56	49%
中四国	40	20	188	60	228	80	35%	52	65%
九州・沖縄	39	31	206	65	245	96	39%	47	49%
26年度	458	307	2,357	806	2,815	1,113	40%	495	44%
25年度	581	421	2,245	723	2,826	1,144	40%	457	40%

(4) アンケートでの要望等への対応

支部大会では、アンケート調査を行って参加された管理士の皆様の意見や要望の把握に努めていますので、ご協力をお願いします。

今般の意見・要望については、以下の対応を検討しています。

(要望等に対する対応案)

① 講演内容が重複(農水省、環境省、FAMICの説明振りが重複)した部分については。

〈案〉平成27年度の行政担当(農水省、環境省)との講演テーマの選定は、ポイントとする要点について事前打ち合わせを十分に行った上で、FAMICの担当へ情報提供することで講師による重複の解消に努める。

② 講演のボリューム(PPT資料)が多いや時間配分に関しては。

〈案〉制度や規制等については、最近、改訂された事項等を重点とした行政(農水省、環境省)への依頼とし、FAMICには検査機関の視点から農薬の登録を巡る話題提供の依頼とする。

講師には時間的に余裕のあるパワーポイントの点数への絞り込みと、講演内での質疑応答を依頼する。

③ 途中退席者への容認は管理士の資格に対する信頼が損なわれるので対策を講じるべきでは等に関しては。

〈案〉平成26年度から研修会場(兼支部大会)において、公益法人としての「認定資格の更新」に理解を求めることで、途中退席者の解消に努めることとしましたので、支部大会への出席に当たりましては、業務等との調整をお願いします。

また、要望の高いテーマの選定に努めることで、有意義な支部大会となり、閉会までの参加となるように努めます。

なお、止む得ない場合は、その旨を受付へ書面で提出いただくことなどを検討しています。

④ 終了時間を厳守との要望に関しては。

〈案〉講演テーマの選定段階から余裕のある時間配分とし、終了時間は16時45分(北海道：15時30分)としたプログラムとします。

⑤ 研修用資料には頁や目次を附して見易い改善等の要望に関しては。

〈案〉容易に内容が利用できるように、通し頁を附すことにします。

また、行政(植物防疫地区協議会)の最新情報については、支部大会資料とは別葉として、後半の支部大会出席者や未参加の管理士への情報提供(配布)を年内に行える工夫を検討しています。

2 事務局からの連絡とお願い

(1) 「みどりのたより」へのご意見、ご投稿をお待ちしています

緑の安全管理士の皆さまの活動状況を掲載して、相互の情報交換あるいは意識の向上に役立てたいと考えます。

皆さまのご意見、記事の投稿をお待ちしております。

(2) 緑の安全管理士の皆さんのメールアドレス登録をお願いします

E-mail アドレスを登録頂きました管理士の皆さまには、病虫害の発生予察情報や農薬登録情報などの最新情報を随時お届けしています。

3月での登録者数は492名で、3月16日に26年度42回目となる『緑の安全推進協会からのおしらせ(NO.111)』を発信しました。

今後とも速やかに情報をお届けします。

なお、将来的には支部(地域)活動の展開を図るうえからも地域の会員相互の連絡ネットワークの構築は重要と考えています。

管理士の皆様には、趣旨をご理解のうえ、①氏名、②ご自身のメールアドレス、③管理士番号、④現在のお住まいの都道府県名を記載したメールを次のアドレスに送付(登録)をお願いします。

なお、一度、登録済の方(受講申請書に記入済みの方も含)は不要ですが、アドレスを変更された管理士の方はお知らせ下さい。

[メール送付先：midori-kanrishi@midori-kyokai.com]

(3) 「緑の安全管理士」の「所属、住所等の変更届」をお届け下さい

資格更新案内など種々のお知らせは、管理士個々の届出の所属先に送付させていただいていますが、毎回、宛て先不明で戻る件数が少なくありません。このため連続する場合は、送付を停止しています。

届出事項の内容に変更があった場合は、速やかに事務局まで連絡下さい(送付を停止している場合は、再開します。)

当会のホームページで「届出書」をダウンロード、ご記入の上、FAX・電子メール・郵便等でお送り下さい。 【届出様式：23頁】

[届出書：<http://midori-kyokai.com/pdf/henkoutodoke1304.pdf>]

(4) 「緑の安全管理士」認定証の再発行をお受けしています

認定証を紛失されて再発行を希望される方は、当会のホームページで「再発行願い」をダウンロード、ご記入の上、写真2枚、再発行料金(3,000円)を添えて事務局まで提出してください。

不明な点は事務局にお問い合わせください。 【届出様式：24頁】

[再発行願い：<http://midori-kyokai.com/pdf/saihakko1404.pdf>]

(5) 「緑の安全管理士」認定証の紛失届【上記(4)と同じ様式を使用】

認定証を紛失している場合は、「認定証 紛失等再発行願い」の書式を『紛失届(再発行を抹消)』として提出(写真・手数料は不要、FAX可)することで処理しています。 【届出様式：24頁】

(6) 「緑の安全管理士」の資格復活について

業務等の都合により「緑の安全管理士」資格の有効期間内に資格更新ができなかった方で、管理士の資格復活を希望される方は事務局にご相談下さい。

資格は一時失効扱いとなっていますが失効の条件によっては、次年度の更新研修会参加などによる資格復活の制度があります。

(7) 平成 27 年度「緑の安全管理士会」役員会の開催予定

平成 27 年度の「緑の安全管理士会役員会」は 6 月 19 日(金)午後
の予定とさせて頂きました。なお、緑の安全推進協会総会(第 26 回)
は、前日の 6 月 18 日(木)の予定です。

(8) 平成 27 年度「緑の安全管理士会」支部大会(兼更新研修会)の予定

平成 27 年度の「緑の安全管理士会」支部大会(兼更新研修会)は
以下の予定です。

支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日
北海道	11/24	関東①	11/19	東海北陸	11/26	中国四国	* 1/21
東北	12/11	関東②	11/30	近畿	*1/22	九州沖縄	* 1/20

注) *: 平成 28 年。

Ⅲ. 緑の安全推進協会

1 「緑の安全管理士」226 名が誕生

- (1) 緑の安全推進協会主催の「緑の安全管理士」の認定研修会は 12 月 2 日～4 日の間、受講生 110 名(再受講 2 名含)で東京・新橋の共栄火災海上保険(株)研修室で開催しました。

認定試験の合格者 104 名については、認定審査を経て 104 名が新たに「緑の安全管理士(緑地・ゴルフ場分野)」として認定されました。



[認定研修会場]

- (2) (一社)日本植物防疫協会主催の「植物防疫研修会」は、

①9 月 29 日～10 月 3 日(受講生 64 名)と、②27 年 2 月 2 日～6 日(同 64 名)の 2 回、日本植物防疫協会(会議室)で開催されました。

植物防疫研修の修了者で「緑の安全管理士(農耕地分野)」資格の取得申請者の①62 名、②60 名は、認定審査会の審査を経て「緑の安全管理士(農耕地分野)」として計 122 名が認定されました。

- (3) 「緑の安全管理士」の認定審査会は、①12 月 16 日、②3 月 9 日に開催し、226 名(104+62+60)を「緑の安全管理士」として認定しました。

2 資格更新者に新規の認定証を送付

平成 26 年度の資格更新研修会(兼「支部大会」以下同じ)は、昨年(2014)の 11 月 25 日(火)の北海道支部から順次開催し、1 月 23 日(金)の近畿支部をもちまして全日程を終了しました。更新した新規の「認定証(カード)」は作成して送付済みです。お手元に届いていない方は、事務局までご連絡下さい。

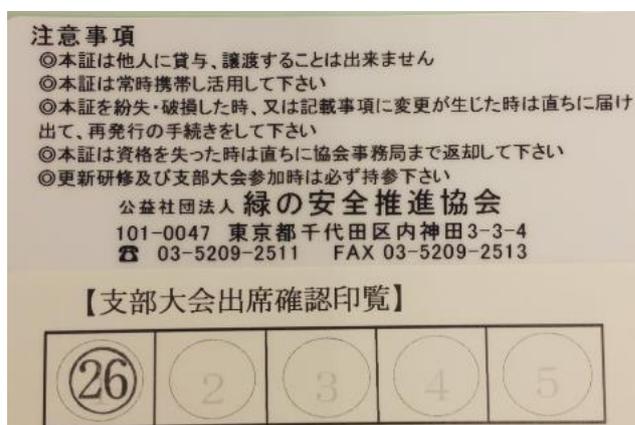
(1) 新規・認定証の発送まで

①更新研修会で出席確認ができた緑の安全管理士の方には、②26 年度で期限切れとなる「認定証(カード)」の返納、③「資格更新研修会受講申込書」、④「写真(2点)」、⑤「更新料支払いの確認」を終えた順に、⑥新規「認定証書」、⑦「認定証(カード)」及び「緑の安全管理士の手引き」を同封して、⑧届出の住所あてに送付しました。

(2) 新規・認定証の発送

①平成 26 年内の更新研修会出席者の 228 名の方には、1 月 22 日(木)に、②同 27 年の出席者 79 名の方には、2 月 10 日(火)に発送を終えました。

なお、③5 年毎の正規の更新者に当たらない方(1 年遅れ等)には、前年の方と併せて 2 月 10 日(火)に発送しました。



[認定証(カード)裏面]

: 資格更新の要件となる支部大会の出席実績の記録となりますので、支部大会には、必ず持参して下さい。
: 認定証を紛失した場合には、速やかに当協会まで届出をお願いします。但し、再発行は実費となりますので紛失にはご注意ください。

(3) 旧「認定証(カード)」を紛失している場合

新規の「認定証(カード)」等の発送は、平成 26 年度(同 27 年 3 月 31 日)で期限切れとなる旧「認定証(カード)」の返納を確認してからとなります。

認定証を紛失している場合は、『紛失届(再発行を抹消)』を提出(写真・手数料は不要、FAX 可)することで返納に代えています。【届出様式: 24 頁】

[紛失等再発行願い: <http://midori-kyokai.com/pdf/saihakko1404.pdf>]

(4) 勤務先や住所等が変更となっている場合

「連絡先等変更届出書」を速やかに提出して下さい。届出事例が多い支部大会前後は事務反映に若干時間を要していますのでご了承下さい。

【届出様式: 23 頁】

[届出書: <http://midori-kyokai.com/pdf/henkoutodoke1304.pdf>]

3 講師派遣について

緑の安全推進協会では、農薬の適正使用や安全性に関する知識の向上を目的として、都道府県・地方自治体・学校・関係団体・一般市民等が主催する研修会や勉強会等へ要請を受けて、専門分野の講師を無償で派遣する事業を展開しています。

平成 26 年度の講師派遣は 3 月の計画を含めて 142 回となります。

派遣の時期・内容等によっては、調整に 2 ヶ月程が必要ですので早めにご相談下さい。なお、派遣できる研修会の規模(参集人数)は 30 名以上を目安としています。平成 26 年度からは、緑地・ゴルフ場関連の講師陣についても充実・強化を図っています。管理士の皆様には、研修会や勉強会などを希望・企画されている方に、積極的に当協会の講師派遣をご紹介ください。

講師派遣の詳細、申し込み様式はホームページでご確認ください。

お問い合わせ、お申し込み等の相談は担当者(石島)にお気軽にご連絡下さい。 **電話番号：03-5209-2512** **FAX：03-5209-2513**

[Email：ishijima@midori-kyokai.com URL：<http://midori-kyokai.com/>]

4 農薬電話相談室について

農薬の使用者や一般市民の方々からの農薬に関する電話相談に無料で応じています。農薬に関する疑問や質問などどのような内容でもお問い合わせください。直接の疑問・質問など以外にも「この問題については、何処に問合せたら良いか？」などについても気軽にお尋ね下さい。可能な限りお調べしてお答えしています。 **相談電話：03-5209-2512**

5 「グリーン農薬総覧 2015 年総合版」刊行のご案内

「グリーン農薬総覧 2015 年 総合版」を 3 月 3 日に刊行しました。現在、受注順に発送していますので、ゴルフ場、公園・緑地、造園、防除業に携わる関係者の方々へお薦め頂きたくご案内申し上げます。

総合版は、隔年の刊行で本版は 2014 年 1 月～2014 年 12 月における新規登録、適用拡大、失効等の変更など最新の登録情報を基に、登録農薬の全てに登録番号と適用作物名を記載するとともに、樹木類の病害虫及び雑草に登録のある農薬を対象分野別に整理し、加えて、家庭園芸用の品目についても充実を図っております。

ご注文は、協会のホームページ(出版物案内では、概要のサンプルを P D F でご覧になれます。)

から、以下の注文書をダウンロードして F A X (03-5209-2513)することができます。 [URL：<http://www.midori-kyokai.com/pdf/Fax-1501.pdf>]

お問い合わせ・お申込みは当協会 (03-5209-2511) まで

[注文用紙：<http://midori-kyokai.com/syuppan/>]



6 農薬の適正使用等についての「リーフレット」

緑の安全推進協会では、農薬工業会と連携して、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法などを優しく解説したリーフレットを作成し、知識の普及・啓発に関わる方々に、講習会・研修会・会議等の資料や各種イベントでの配布用などに活用していただけるように支援しています。リーフレットは無償で送料の負担もありません。

(3/16 現在実績：リーフレット 12 種類、207ヶ所、248 回、176 千枚)

ご希望の方は、リーフレットの種類、必要数、使用目的、配布対象、送付先等を、当協会まで FAX **03-5209-2513** にてお申込みください。

提供できるリーフレットの記載内容等は、当協会のホームページでサンプルをご確認できます。詳細は、農薬相談室(03-5209-2512)までお尋ね下さい [URL: http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html]



『緑の安全管理士』連絡先等変更届出書

公益社団法人 緑の安全推進協会内
緑の安全管理士会 事務局 御中

住所、連絡先(勤務する事業所、所属会社等)等が変更になりましたので、お届けいたします。

届出日 平成 年 月 日 認定番号 (No.)
氏 名 ()
変更前の勤務先 ()

※ 下記の変更事項に○をつけてください。

① 会社名、②所属、③勤務先、④住所、⑤その他

【変更後】変更があった事項についてのみご記入ください。

1.勤務会社名等 (ゴルフ場の方はゴルフ場名 を記入)		2.経営母体名 (ゴルフ場の方のみ記入)
3.所属部署及び支店名 又は営業所名等		
勤務先の所在地 (郵便の送付先を記入)	〒 (—) 必ずご記入ください。	
	TEL — —	FAX — —
	E-mail	
5.自宅住所等	〒 (—) 必ずご記入ください。	
	TEL — —	FAX — —
	E-mail	

☆ゴルフ場に勤務の場合、1.にゴルフ場名、2.に経営母体名を書いてください。会社等に勤務の方は1.に勤務会社名等、3.の所属部署や支店名又は営業所名をも記入してください。

☆勤務先がない場合(退職、自営等)は、5.に自宅住所等として、当協会と連絡が取れる連絡先を必ず書いてください(特に退職の場合は、1.勤務会社名等欄に「退職」と記入して、5の自宅住所等を必ず記入してください)。

☆ ご届出いただいた内容の個人情報(支部大会案内、更新研修会案内、認定証書の発送等)の場合以外には使用いたしません。

- 「緑の安全管理士」は個人の資格です。転勤、退社等により、「連絡先」に変更が生じた場合には、速やかにこの届出書をご提出してください (FAX可)。
- 当協会は本届出書に基づき貴殿の「緑の安全管理士」データの変更を行います。ご提出が遅れますと支部大会案内、更新研修案内、認定証書の発送等に支障をきたす事になりますのでご注意ください。

送付先:公益社団法人 緑の安全推進協会 FAX:03-5209-2513
E-mail : midori@midori-kyokai.com

公益社団法人 緑の安全推進協会 御中

『緑の安全管理士』認定証書および認定証 紛失等再発行願い

<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">写真貼付</p> <p style="text-align: center;">免許証サイズ</p> </div>	申請年月日	平成 年 月 日	
	認定番号	No.	
	ふりがな		
	氏 名		
	生年月日	(昭和・平成) 年 月 日生	
勤 務 先 名			
所 属 部 課			
勤 務 先 住 所	(〒 —)		
勤務先 TEL/FAX	TEL :	FAX :	
勤務先 E-mail			
自 宅 住 所	(〒 —)		
自 宅 TEL/FAX			
自 宅 E-mail			
再発行(紛失)類名	1. 認定証 (名刺サイズ写真付)	2. 認定証書 (B 5サイズ証書)	
再発行(紛失) 由	1. 紛失	2. その他 ()	
分 野 別	1. 農耕地	2. 緑地・ゴルフ場分野	
認 定 年 月 日	平成 年 月 日		
有 効 年 月 日	平成 年 月 日		

- ★ 認定証書 (B5 サイズ証書) 再発行料金 ¥3,000 (送料込み)
- 認定証 (名刺サイズ写真付き) 再発行料金 ¥3,000 (送料込み)
- ※ 同封の郵便振替用紙でお振込み下さい。(振込手数料はご負担ください。)
- ★ 写真 2 枚送付のこと。
- ※ 1 枚は本願い書に貼付。もう 1 枚は裏に氏名を書いて裏返し、クリップ止めして同封。

送付先：公益社団法人 緑の安全推進協会 FAX：03-5209-2513

E-mail：midori@midori-kyokai.com

みどりのたより

第 62 号

発行日 平成 27 年 3 月 20 日

発行 緑の安全管理士会 事務局

〒101-0047

東京都千代田区内神田 3-3-4 (全農薬ビル 5 階)

公益社団法人 緑の安全推進協会 内

TEL : 03-5209-2511

FAX : 03-5209-2513

http : //www.midori-kyokai.com

Eメール : midori@midori-kyokai.com